

裁 決 書

審査請求人

同代理人弁護士

大阪市浪速区難波中一丁目10番4号

南海SK難波ビル5階

きづがわ共同法律事務所

弁護士 富田 真平

処分庁

審査請求人が令和元年12月24日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、令和元年10月10日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成31年3月20日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 令和元年8月22日、請求人は弁護士への報酬額等控除後の地位確認及び未払賃金の支払を求める労働審判（以下「本件労働審判」という。）による解決金418,000円を弁護士から受領した。
- 3 処分庁は、請求人に本件労働審判による解決金の収入があったため、請求人から令和元年10月2日付けの自立計画書（以下「本件自立計画書」という。）により控除の申立てがあったもの

のうち、処分庁が請求人世帯の自立更生のためにあてられると判断した物品の購入費等を控除した 187,520 円について、令和元年 10 月 10 日付けで法第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- 4 請求人は、令和元年 12 月 24 日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- （1）請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実の経緯

（ア）不当解雇、市府民税・国民健康保険料の滞納の発生

請求人は、平成 29 年、派遣会社に雇用されていたが、収入が安定せず、また社会保険に加入させてもらえない期間があった。また、平成 29 年 11 月末に派遣会社から雇止めにあい、その後、同年 12 月はアルバイト、平成 30 年 1 月から 6 月まで別の派遣会社に雇用されていた。

上記期間において、請求人は、収入が安定せずに市府民税や国民健康保険料を滞納するに至った。

その後、請求人は、平成 30 年 7 月 17 日に A 社に入社した。請求人は、同社に入社の際に社会保険に加入させてもらえなかった。そして、同月 27 日、同社から解雇され、失職することになった。

それ以降、請求人は再び無収入となったことから、国民健康保険料や市府民税を滞納するに至った。

請求人は、市民税・府民税について、平成 29 年度 2～4 期、平成 30 年度 1～4 期、令和元年 1 期の合計 84,600 円を滞納した。同滞納について延滞金は、令和元年 11 月 1 日時点で 6,800 円に及ぶ。

請求人は、国民健康保険料について、平成 29 年度 7～8 期、平成 30 年 6～10 期計 103,013 円を滞納しており、同滞納及び平成 29 年度 6 月期分の滞納に伴う延滞金は令和元年 11 月 20 日時点で 4,600 円に及ぶ。

（イ）生活保護受給の経緯

請求人は、平成 31 年 3 月 20 日に生活保護の申請を行い、同年 4 月、生活保護の受給開始決定を受けた。

その以降、請求人は生活保護を利用している状態にある。

(ウ) 本件労働審判による和解及び解決金の入金

請求人は、上記（ア）で述べたA社による不当解雇について、同解雇が無効であるとして、平成31年2月28日、本件労働審判を申し立てた。

その後、同審判において、令和元年6月12日にA社から請求人に対し、解決金60万円を支払う旨の和解が成立した。同年8月22日、請求人の手元に、上記解決金から日本司法支援センターの立替金の償還等を除いた金額である418,000円が同審判の代理人弁護士から入金された。

(エ) 請求人及び処分庁とのやりとり

請求人は、令和元年8月上旬に、処分庁に対し、本件労働審判による上記和解金が入金されることについて処分庁に赴き担当職員に報告した。この際、請求人は処分庁の職員から、収入になるから返還してもらうことになる旨の説明だけあり、自立更生費用等についての説明はなかった。

その後、処分庁の担当職員の指示に従い、入金後の同月23日に領収書を処分庁に持参した。この際、請求人は処分庁の職員から、収入になるから返還してもらうことになる旨の説明及びエアコンと冷蔵庫についてはその解決金から支払って良い旨の説明があった。

同年9月、請求人は、処分庁に対し、自立更生として、転居に際してのクーラー、冷蔵庫に加え、家具什器、市民税・府民税・国民健康保険料の滞納分の支払い、就活費用、資格試験講座費用を控除して欲しいと伝えた。

そして、同月24日に解決金で支払いたいものとして上記「家具什器」、「過年度住民税支払」「健康保険料未払分」「就労活動にかかる費用」「資格試験にかかる費用」を記載した「解決金で支払いたいもの」と題する書面を処分庁に持参した。しかし、処分庁の担当職員は、これに対し、市民税・府民税・国民健康保険料の滞納分の支払い、就活費用、資格試験講座費用については認められないとのみ述べ、これらの費用について請求人から聞き取りを行うこともなかった。そこで、請求人はBへの問い合わせを行った。

その後、同年10月1日に、請求人が保護費の支給を受けるために処分庁に行った際に、処分庁の職員から、突然「自立計画書」を提出するよう言われた。この際、請求人は、処分庁から、エアコンと冷蔵庫、家具什器については記載し、それ以外は自由に記載するよう言われた。

そこで、請求人は上記費用について、令和元年10月2日付「自立計画書」と題する書面を同月4日に処分庁に提出した。

その後、処分庁から請求人に対しての聞き取り調査等はなかった。

(オ) 処分庁による返還決定

処分庁は、同月10日付で、請求人に対し、上記入金された410,000円のうち187,520円について返還させる旨の本件処分を行った。

同決定において、エアコン・冷蔵庫購入費の176,080円、家具住居費46,400円（実費は5万円程度だが家具住居費の特別支給基準の46,400円を控除）が控除されていた。しかし、他方で、上記市民税・府民税・国民健康保険料の滞納の支払いは過去の債務の弁済という

ことで「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 8-95 を根拠に認められなかった。また、就活費用等は援助方針として療養専念としているため直ちに必要なものにあたらないとして認められなかった。

イ 違法性ないし不当性

（ア）法 63 条の返還決定に際して検討すべき事情

a 一般に 63 条返還決定に当たって考慮すべき事情

（a）法 63 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（1 条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者や要保護状態を脱して間もないかつての被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、法 63 条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実と誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解するのが相当である（以上東京地裁平成 29 年 2 月 1 日判決・ウエストロー）。

（b）そして、法がその自立を助長することを目的としていること（1 条）から、保護の実施機関が上記裁量権の行使に当たって考慮すべき事情として、返還が受給者の生活や自立を阻害することになるおそれがあるかという消極的な意味にとどまらず、当該金品が受給者に給付される趣旨を考慮しつつ、特定の用途に当てることが受給者の自立の助長に資するものであるかという自立助長の積極的な側面を考慮することが求められる（前田雅子「生活保護法 63 条に基づく費用返還」（関西学院大学法政学会「法と政治」第 69 巻第 3 号・30 頁等））。

したがって、保護の実施機関は、「返還額の決定に当たり、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられた金品及びあてられる予定の金品の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が被保護者世帯の自立を著しく阻害するかという点について考慮すべきである」(福岡地裁平成 26 年 2 月 28 日判決・賃金と社会保障 1615=1616 号 90 頁)。

- (c) 行政通達である「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)においても、「全額を返還対象等することによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、その一つとして「当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施期間が認めた額」を挙げる。これは、上記自立助長の積極的な側面を考慮すべきとの要請に一定の範囲で応えたものであり、63 条返還決定に関する裁量基準に相当するものである。なお、同基準が裁量基準である以上、個別事例の事情によっては同基準に明示された事由に限定されるわけではなく、それ以外の事由も考慮する義務が発生しうる。

b 説明・調査義務について

- (a) 上記のとおり、63 条返還決定にあたっては、保護実施機関の、受給者の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還が受給者の生活や自立を阻害することになるおそれがあるか、特定の使途に当てることが受給者の自立の助長に資するものであるかなども考慮すべきである。

そして、保護実施機関は、このような検討の前提として、受給者に対する説明・調査を行う必要がある。すなわち、上記自立更生費の控除(ないし「真にやむを得ない理由による控除」)の要否の検討の前提として、保護実施機関は、まず費用返還決定に先立ち自立更生費の控除(ないし「真にやむを得ない理由による控除」)が可能であることを受給者に説明し、その上で受領した金品の使途に関する意向・生活実態を聴取し、その自立助長に資する使途に関わる事情を調査把握する必要がある。なぜなら、このような説明・調査が無ければ、上記自立更生費の控除(ないし「真にやむを得ない理由による控除」)の要否の実質的な検討などできないからである。

- (b) この点、以下に述べるとおり、裁判例においても、保護実施機関がこのような説明・調査を尽くしたかどうか、63 条返還決定における裁量の逸脱濫用が無いかどうかの判断に当たって検討されている。

- i 大阪高裁平成 25 年 12 月 13 日判決・賃金と社会保障 1613 号 49 頁において、保護課の不適切な対応により保護開始が遅れた事実があったと認めた上で、「その経緯も踏まえると、法 63 条の返還額の決定に当たり、障害基礎年金の受給権発生日の後である平成 19

年1月以降同年6月19日までの控訴人の生活実態や自立更生のための需要(別紙2)及び借金した事情について更に聞き取り、調査する義務があったというべき」として、この点について調査をしてない点を調査義務違反としている。

- ii また平成30年3月30日熊本地裁判決において、保護実施機関が同処分にあって行った原告世帯の自立更生費用の有無に関する調査及び検討が不十分として、自立更生費に関する調査及び検討過程に瑕疵があったと判断した。

すなわち、保護実施機関の調査について、「領収証及び保証書の提出を指示するにとどまる不十分なものであり、実際に原告は家電製品を購入しており、これらの購入費が自立更生費用として認められる余地も十分にあったと考えられることを踏まえると、原告が領収証等がないと返答したことから直ちに自立更生費用がなかったものを扱うのではなく、例えば領収証の再発行を促す、原告宅を訪問して家電製品の有無を確認してその取得経緯について聴取するなどその他の自立更生費用の検証手段についても検討しより丁寧な調査及び指導を尽くすべきであった」として、自立更生費に関する調査及び検討過程に瑕疵があったと判断した。

(イ) 本件処分の違法性・不当性

- a 自立更生のための費用として控除されるべきであったにもかかわらずこれを控除しなかった違法性・不当性

(a) 平成30年7月以降の滞納について

- i 平成30年7月以降の市府民税・国民健康保険料の滞納はA社による解雇に起因して生じていること

本件において、平成30年7月以降の国民健康保険料及び住民税の滞納については、そもそもA社による解雇によって生じたものであるといえる。

すなわち、仮にA社が上記解雇を行わなければ、請求人はA社から支払われる給与によって同期間の国民健康保険料を支払うことができた。また、二ヶ月を超える期間請求人を雇用することを予定していれば、請求人を社会保険に入れる必要が生じるため、上記不当解雇がなく、その後もA社によって雇用されている状態が続いていれば、資格確認請求等によって社会保険に遡及加入することも可能であった。そうすれば、そもそも国民健康保険料の負担は発生しなかった。

また、市府民税についても、給与が支払われていれば、そこから源泉徴収されるべきものであるため、滞納が生じる余地がなかった。

したがって、平成30年7月以降の市府民税・国民健康保険料の滞納は、A社による解雇に起因して生じているといえる。

- ii 本件労働審判での解決金はA社による解雇による損害等を補填するものであること
上記アで述べたとおり、本件労働審判は、A社による解雇が無効であるとして、地位

確認及び未払賃金の支払いを求めたものである。

したがって、上記解決金はA社による解雇がなければ生じなかった不利益を補填する性格も有するものであるといえる。そうだとすれば、上記解決金をA社による解雇に起因して生じた市府民税・国民健康保険料の滞納の解消に充てることは、本人の自立更生に資するものであるといえる。

iii 市府民税・国民健康保険料の滞納について差押えの恐れが非常に強いこと及び自己破産によって免責されないものであること

(i) 市府民税・国民健康保険料の滞納については、滞納処分の例によることとされているため、国や自治体の差押え処分が想定されるところ、このような債務について国や私人には債務名義に基づかずに行うことができ、差押えに当たって私人よりも強大な権力が与えられている。さらには、国や自治体はこれらの債務に関連して銀行等への照会を行うことができ、差し押さえるべき財産を搜索するに当たっても私人よりも強大な権力が与えられている。したがって、上記債務について、一般の債務よりもより差押えを受ける危険性が高い債務であると言える。

この点、実際請求人は、令和元年10月15日に上記滞納した市民税・府民税について差押処分を受けている(なお、これについては令和元年11月1日に換価の猶予がなされた)。

(ii) そして、請求人が将来収入を得るようになり、生活保護を脱して自立するということになって、これらの収入の差押えを受けるなどすれば自立更生が害されることは明白である。したがって、請求人の自立更生にあたって、このような債務を消滅させておく必要性が高いと言える。

(iii) 他方で、一般的な債務であれば、自己破産によって免責されるが、上記市府民税・国民健康保険料の滞納については滞納処分の例によることとされており、自己破産によって免責されない非免責債権である。したがって、他の一般的な債務と違って自己破産手続によって消滅させることが困難である。そうすると、請求人としては、上記債務を消滅させるためにはこれを支払うしかない。なお、滞納処分の停止等の手続もあるが、消滅するまでに3年必要であり、仮に請求人が3年以内に就労を開始し、収入を得るようになると滞納処分の停止が取り消される恐れもある。

(iv) 以上より、請求人の自立更生のためには、上記債務について支払いを行いこの滞納を解消する必要があるといえる。

(b) 全体の滞納について

上記iiiのとおり、市府民税・国民健康保険料の滞納については、自己破産によって免責されず、収入や資産が生じた場合に国や自治体によって差押えられる危険が高い。し

たがって、これらの支払い滞納を解消することが請求人の自立更生のためには必要であるといえる。

- (c) 本件において考慮すべき事情を考慮しなかったことにより自立更生として控除すべきとの判断に至らなかったこと

本件において、処分庁は本件処分に当たって上記(a)(b)で述べた事情を考慮すべきであった。そうすれば、自立更生により控除できるとの判断に至ったと思われる。

しかし、処分庁は上記事情を考慮しなかった(若しくは軽視した)ため、本件処分に当たって、上記滞納解消のための支出について控除しないとの判断に至った。

よって、本件では、処分庁の判断過程に、考慮すべき事情を考慮しない(あるいは不当に軽視する)という瑕疵があり、本件処分は裁量の濫用逸脱のため、違法となる。

- b 調査・検討を行っていない違法性・不当性

以下に述べるとおり、本件において調査・検討は尽くされていない。

処分庁は、本件処分にあって、上記解決金の性質や同解決金と市府民税・国民健康保険料の滞納との関係、滞納に至った事情について十分に確認していない。

すなわち、上記解決金の支払いが合意された本件労働審判において請求人が何を請求し何が争われていたのか、上記滞納がどうやって生じたのかについて十分な調査を行わず、その結果、本件労働審判において請求人がA社に対し地位確認及び未払賃金の支払いを求めていたこと、上記解決金は上記解雇によって生じた不利益を填補する性質があったこと、そして上記解雇によって請求人が無収入となったことにより滞納が生じていたこと等を認識できず、本件解決金と滞納との関係性について認識できなかった。

以上のとおり、処分庁は、本件処分に当たって尽くすべき調査・検討を尽くさなかった。したがって、本件処分には判断過程の瑕疵があり、裁量の濫用逸脱のため、違法となる。

- c 小括

以上のとおり、本件処分は違法不当なものであり、取消されるべきである。

- (2) 審理員が、令和2年10月1日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 弁明書に対する認否・反論

- (ア) 後記2 処分庁の主張(1) アについて

- a 平成31年3月20日のやりとりについて
認める。

なお、請求人は、処分庁に対し、同申請の際に国民健康保険料を滞納していることを伝えていた。

- b 同月 28 日のやりとりについて
認める。

請求人は、同月 27 日に処分庁から連絡を受け、不足の書類を持参するよう指示されたため、これを持参したものである。

また、この際に、請求人は、処分庁の職員から却下になる可能性が高いと告げられた。

- c 同月 29 日のケース診断会議及び医療機関からの回答について
不知。

- d 同年 4 月 5 日及び同月 15 日の調査について
不知。

- e 同月 16 日のやりとりについて

処分庁と請求人のやりとりについては、請求人が同日処分庁に來所し、処分庁の職員が請求人に対し却下する予定であることを告げたところ、請求人が処分庁が主張するような趣旨の発言をしたという限度で認める。

ケース診断会議の内容については不知。

- f 同月 17 日のやりとりについて

請求人宅の訪問調査が行われたこと及び請求人が「生活保護法第 63 条による費用返還について」の文書を提出したことは認める。

処分庁は生命保険について生活保護廃止時に返還決定を行う旨の説明をしたと主張するが、処分庁から請求に対して行われた説明は、単に生命保険について生活保護廃止時に返還決定を行う旨の説明を行ったのではなく、保護を却下するか廃止時に返還決定を行うかの 2 択を迫るものであった。

また、上記文書についても、請求人は、処分庁の職員から、同文書を交付され、これに署名押印するよう指示されたため、これに署名押印して提出したのである。なお、請求人は、この際、処分庁の職員に対し、同文書の写しを交付して欲しい旨伝えたところ、追って交付する旨告げられたが、その後同文書の写しを処分庁から交付されることはなかった。

- g 同年 8 月 23 日のやりとりについて

同日請求人が來所したことは認める。

処分庁は、請求人が同日になって初めて本件和解金のことを伝えたかのように主張するがこれは事実と反する。

請求人は、同年 8 月 5 日に処分庁の職員に電話し、同人に対し、金額は未定だが本件労働審判の和解金が入る旨伝え、解決金を自立更生に使えるはずなので、引越、処分費用に使いたいと伝えた。これに対し、処分庁の職員は、引越費用か処分費用のどちらかしか認められない旨伝えた。

その後も、請求人は、同月 9 日に処分庁に來所した際にも、処分庁の職員に対し、同様に本件労働審判の和解金が入る旨及びこれらを自立更生として使いたい旨伝えた。

さらに、請求人は、同月 20 日に処分庁に電話した際にも、電話口に出た処分庁の職員に対し、同様のことを述べた。

そして、請求人は同月 23 日に処分庁を訪問した際に、同月 22 日付受領書を処分庁の職員に交付し、受領した金額が 418,000 円であることを伝えとともに、この金銭を自立更生費としてエアコン代等に使いたい旨告げた。これを受けて同職員は請求人に対し、和解日が分かる資料を出すよう指示した。

h 同月 30 日のやりとりについて

請求人が来所したことは認める

請求人は、同日が受給日であるため、来所したところ、処分庁の職員に呼び止められたのである。

また、同日のやりとりについては、請求人が上記のとおり、和解金として受領した金銭を自立更生費として家具什器費やエアコン代等に使いたい旨の話をした際に、処分庁の職員が家具什器費の支給要件に該当しない旨述べたにすぎず、少なくとも自立更生費の控除等についての具体的な説明はなく、丁寧に説明しようという態度も感じられなかった。

i 同年 9 月 6 日及び同月 30 日の担当弁護士への調査について

不知。

なお、同弁護士の回答内容は正しい。

j 同年 10 月 1 日のやりとりについて

処分庁は認否をしていないが、同日以前にやりとりがあったことは前記（１）ア・エで述べているとおりである。

すなわち、同年 9 月上旬及び中旬に、請求人は、処分庁に対し、電話で何度か自立更生として、転居に際してのクーラー、冷蔵庫に加え、家具什器、市民税・府民税・国民健康保険料の滞納分の支払い、就活費用、資格試験講座費用を控除して欲しいと伝え。

そして、同月 24 日に解決金で支払いたいものとして上記「家具什器」、「過年度住民税支払」「健康保険料未払分」「就労活動にかかる費用」「資格試験にかかる費用」を記載した「解決金で支払いたいもの」と題する書面を処分庁に持参した。しかし、処分庁の担当職員は、これに対し、市民税・府民税・国民健康保険料の滞納分の支払い、就活費用、資格試験講座費用については認められないとのみ述べ、これらの費用について請求人から聞き取りを行うこともなかった。そこで、請求人は B への問い合わせを行った。

同年 10 月 1 日のやりとりについても審査請求書で述べたとおりであるが、請求人が保護費の支給を受けるために処分庁に行った際に、（本件労働審判の期日調書を提出すると）処分庁の職員から、突然「自立計画書」を提出するよう言われたのである。そして、この際、請求人は、処分庁から、エアコンと冷蔵庫、家具什器については記載し、それ以外は自由に記載するよう言われた。

市税事務所納税担当及び保険管理担当への調査については不知。

k 同月 4 日のやりとりについて

請求人が処分庁に来所し、本件自立計画書を提出したことは認める。

審査請求書で述べたとおり、請求人は、同年9月24日に一度自立計画書を提出している（かつ同書の受領を処分庁に一旦拒否された）にもかかわらず、同年10月1日に、処分庁から突然自立計画書を提出するように言われたため、令和元年10月2日付「自立計画書」と題する書面を同月4日に処分庁に提出したのである。

1 同月7日のケース診断会議の内容について
不知。

m. 同月10日に処分がなされたことは認める。

(イ) 後記2 処分庁の主張（1）イについて

a 滞納の弁済について

(a) 平成30年7月以降の滞納について

処分庁は、市府民税及び国民健康保険料の滞納について、あたかも解雇されたことにより発生したかのように主張しているが、不当解雇前より当該滞納は発生していると主張する。

しかし、請求人は、前記（1）イ（イ）以下で述べたとおり、平成30年7月以降の滞納についてのみ、これがA社による解雇に起因して生じていると主張しているのであり（それ以前の滞納についてA社による解雇に起因して生じているとは主張していない）、処分庁の上記反論は、原告の主張を正確に理解しておらず、反論になっていない。

そして、平成30年7月以降の滞納がA社による解雇に起因して生じたことについては、前記（1）イ（イ）以下で述べたとおりであり、この点について処分庁からの反論はない。

また、処分庁は、滞納の弁済について過去の債務であることから、その弁済金の控除は認められないと主張する。

しかし、審査請求書で述べたとおり、本件において、平成30年7月以降の国民健康保険料及び住民税の滞納については、そもそもA社による解雇によって生じたものであるといえ、他方で上記解決金はA社による解雇がなければ生じなかった不利益を補填する性格も有するものであるといえるため、上記解決金をA社による解雇に起因して生じた市府民税・国民健康保険料の滞納の解消に充てることは、本人の自立更生に資するものであるといえる。

この点、たとえば、債務整理の過程で過払い金が生じた場合、過払い金の額をそのまま認定するのではなく、債務整理の結果得られた残額を認定されるのであり、他の債務の支払いに過払い金と関連するものとして必要経費として処理されていることになる（問答集問8-32）。

また、同じく、損害賠償金を受領した際には、同賠償金は損害の填補であるため、同損害として請求人が負担した金額については収入認定から除外される。

以上のような処理との整合性に鑑みても、上記A社による解雇に起因して生じた市府
民税・国民健康保険料の滞納の解消に充てる金額を返還の対象から外すべきであるとい
える。

(b) 平成 30 年 7 月以前の滞納について

また、平成 30 年 7 月以前の滞納についても、差押えの恐れが非常に強いこと及び自己
破産によって免責されないものであるため、これらの収入の差押えを受けるなどすれば
自立更生が害されることは明白であり、これらの支払い滞納を解消することが請求人の
自立更生のためには必要であるといえる。

過去まで、あくまでも今後の自立更生のために、過去の債務の支払いについて、これ
を認めると過去の債務まで認めたことになる主張するが、将来の自立更生に影響を及
ぼすかどうかの観点で判断すべきであり、自己破産等によって無くなる債務とは異なり、
上記のように自己破産によって免責されない差押えの恐れが非常に強いものであるため、
将来の自立更生に影響を及ぼすことは明らかである。

b. 資格試験及び就職活動にかかる費用（以下「資格試験等に係る費用」という。）の控除に
ついて

処分庁は、資格試験にかかる費用について、不明であるとするが、そもそもこれが不明
であるのであれば、前記（1）イ（ア）b以下で述べたとおり、処分庁においてこれを調査
すべき義務がある。

すなわち、本来処分庁が同金額も含めて調査をし、その金額・使途などを明らかにした
上で自立更生のための費用として控除すべきか検討するべきであった。

なお、2019 年の行政書士試験の費用（以下「本件試験費用」という。）として、請求人は、
以下の費用を負担した。

行政書士の受験料	7,000 円
振込手数料	200 円
郵送料	430 円
交通費	520 円
模擬試験料	5,000 円
六法問題集等	6,524 円
合計	19,674 円

(3) 審理員が、令和 3 年 4 月 19 日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記 2 処分庁の主張（2）に対する反論

(ア) 処分庁は、資格試験にかかる費用について、不明との文言、もしくは、それを連想させ
るような表現も見当たらないと主張する。

しかし、処分庁は、後記 2 処分庁の主張（1）において、「当該経費の内容や金額が具体
的かつ明確になっていないことから、控除は認められないと判断した」と述べており、資

格試験にかかる費用について、その内容・金額が明確になっていないことから、控除を認めなかったことを自認している。

そして、これらの費用について、その内容、金額が具体的かつ明確になっていないのは、処分庁が調査をしなかったからであり、前記（２）ア（イ）ｂで詳述したとおり、少なくとも本件試験費用は調査を行えば具体的かつ明確になったはずである。

（イ）また、処分庁は、資格試験にかかる費用についてはまず就労指導を行っている被保護者であり、なおかつその必要とする場合には、その実態にかかる調査確認を行っている、援助方針とは異なる就労指導にかかる資格試験や就職活動に対して具体的な費用の調査は不要であると主張する。

この点、上記処分庁の運用についての主張が、技能習得費等の支給の際の運用についての主張であるのか、63条の費用返還決定における自立更生費の認定に当たっての運用についての主張であるのか判然としない。

仮に前者の主張（技能習得費等の支給の際の運用についての主張）であれば、的外れな主張であると言わざるを得ない。すなわち、本件で問題となっているのは、63条の費用返還決定であり、この決定に先立ち、自立更生費にかかる調査を尽くしたかどうかが問題となるのである。したがって、（そもそもその運用が妥当かどうかの点を措くとしても）技能習得費等の支給の際に調査を行っているかどうかと、本件において調査を行うべきであったかどうかは全く別問題である（この点、そもそも63条の費用返還決定にあたって、技能習得費や家具什器費の支給基準を満たす場合及びその金額の範囲内でしか自立更生費が認められないわけではなく、本人の自立更生に資するかどうかや地域住民との均衡等の観点から判断されるのであり、例えば現在の住居における家具の買替え費用も認められる場合がある）。

また、仮に後者の主張（63条の返還決定における自立更生費の認定に当たっての運用についての主張）であれば、同運用自体が違法・不当であると言わざるを得ない。すなわち前記（１）イ（ア）ｂ以下で詳述したとおり、63条の費用返還決定にあたっては、保護実施期間は、受給者の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還が受給者の生活や自立を阻害することになるおそれがあるか、特定の用途に当てることが受給者の自立の助長に資するものであるかなども考慮すべきであり、このような検討の前提として、まず費用返還決定に先立ち自立更生費の控除が可能であることを受給者に説明し、その上で受領した金品の用途に関する意向・生活実態を聴取し、その自立助長に資する用途に関わる事情を調査把握する必要がある。したがって、上記十分な調査を行っていない運用自体は違法・不当であり、処分庁が上記運用を行っていることで、調査を尽くしていないことが正当化されることはない。

本件において、現時点で請求人の療養専念が必要であることと将来就労が可能となったときのために資格を取得することは何ら矛盾するものではない。そして同資格を取得することが請求人の将来の自立更生の資するものであれば、同資格取得のための費用が自立更生費として控除されるべきである。したがって、現時点で請求人の療養専念が必要であるとしても、資格試験にかかる費用が自立更生費として控除される可能性はあるため、処分庁はこれを調査すべき義務がある。

イ 口頭意見陳述の結果を踏まえた補充主張

本件処分の違法性・不当性については、前記（１）及び（２）で述べたとおりであるが、以下、口頭意見陳述の結果を踏まえた補充を行う。

（ア）滞納の弁済について調査・検討を尽くしていない違法性・不当性

前記（１）イ（イ）b以下で詳述したとおり、本件解決金の支払いが合意された本件労働審判において請求人が何を請求し何が争われていたのか、上記滞納がどうやって生じたのかについて十分な調査を行わず、その結果、本件労働審判において請求人がA社に対し地位確認及び未払賃金の支払いを求めていること、上記解決金は上記解雇によって生じた不利益を填補する性質があったこと、そして上記解雇によって請求人が無収入となったことにより滞納が生じていたこと等を認識できず、本件解決金と滞納との関係性について認識できなかった。

この点、処分庁は、後記２処分庁の主張（１）においても、口頭意見陳述においても、一貫して「保護開始前の借金」であることから控除できない旨述べ、返還の対象となる金員との関連性を踏まえた「個別具体的な判断」をするのかという請求人代理人の質問に対しても「保護開始前の借金については、控除できないというのは、決まり事なので」と述べ、必要経費に当たるかどうかという観点からの検討をするのかという請求人代理人の質問に対しても「過去の債務というところの中で、検討はしないと思う」と述べ、最後に本件において関連があるものかどうかという検討をしたのかという請求人代理人の質問に対しても「今はぱっと答えは出てこない」との回答しかないことから、本件において処分庁が保護開始前の滞納であるという一点のみをもって、その解消のための費用を自立更生費として認めないという判断をしたこと、その他の事情を調査・検討していないのは明らかである。

したがって、処分庁は、本件処分に当たって尽くすべき調査・検討を尽くしておらず、本件処分には判断過程の瑕疵があり、裁量の濫用逸脱のため、違法となる。

（イ）公租公課の滞納について通常の借金と異なる性質を有し、処分庁における同滞納についての助言指導も通常の借金と異なること

本件で問題となっている市府民税・国民健康保険料について、差押えの恐れが非常に強いこと及び自己破産によって免責されないものであることは前記（１）イ（イ）a（a）iii以下で述べたとおりである。

この点、口頭意見陳述において、処分庁は、生活保護受給者の滞納している租税公課に関して、「たまっている債務を払わないといけないというのは第一にある」「生活しながら負債を減らすという形」、「お金を払わなくて良いのかというところでもないでしょうし」「生活保護を受けたからといって、正直すべての公課を払わなくて良いというわけではない」と述べており、公租公課の滞納については基本的に生活保護受給中も返済する方向で考えていることが見てとれる（この点、本来、生活保護費は、最低限度の生活を保障するものであり、生活保護費から滞納している租税公課の返済に回すことは最低限度の生活を下回る生活を強いることになる。そのため、生活保護受給者であることが分かれば、地方

税法第15条の7第1項2号に該当し、すみやかに滞納処分の停止をすべきである)。

このような取扱いは、通常の私債権の借入金とは異なるものであり、処分庁自身が公租公課の滞納について、通常の私債権の借入金と異なる扱いを行っている。そして、処分庁がこのような取扱を行っているのは、上記のような公租公課の性質に照らして、これを解消することが自立更生に資するものであると処分庁が考えているからである。

以上の点からも、請求人の自立更生にあたって、公租公課の滞納を解消する必要性が高く、この解消を充てる費用が自立更生に資する費用として控除されるべきであるといえる。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 令和元年10月2日付けの本件自立計画書には、「労働審判調停成立で収入のあった¥418,000円のうち、自立計画のため エアコン 熱中症、体調管理の為 冷蔵庫 前住居での荷物出しにあたり、荷出し場所の確保をする必要があった為、旧冷蔵庫をリサイクルに出し場所確保。また、旧冷蔵庫は機能が適切に働いておらず使用できない状態であり自立が困難であった。家具什器として IHコンロ、炊飯器 自炊調理の為 掃除機 室内清掃のため 電灯・電球 部屋数増加の為 照明器具が必要 カーテン 部屋数増加の為、かつ、近隣道路の交通音がうるさく安心して就寝する為 カーテンレール(つっぱり棒) 市営住居にカーテンレールが付随していない為 過年度市税支払い・過年度健康保険料支払 自立後の返済負担を減し、再び保護になるようなことがないように経済的負担を減らす為 資格試験にかかる費用 就職活動並びに就職において採用率をあげる為 就活にかかる費用 生活保護受給期間を長期としない為に就職活動にかかる諸経費の負担を減らす為」との記載がある。

イ 令和元年10月10日付けの本件処分通知書には、「返還金・徴収金決定額 金187,520円 決定理由 別紙のとおり」との記載があり、別紙には「あなたに労働審判による解決金の収入があったため、令和元年6月～令和元年9月に支給した保護費のうち、418,000円については、「令和元年6月12日に発生した資力がありながら保護を受けた」ことに該当しますが、自立計画書により控除の申し立てがあったもののうち、局第8-2-(4)により、「直ちに自立更生のための用途に供されるものに限ること。」とあり、エアコン・冷蔵庫・家具什器(特別基準額)については認めます。資格試験・就職活動にかかる費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要なものにあたらないため控除は認められません。過年度市民税・過年度健康保険料滞納分については、別冊問答集、問8-95により「保護開始前の借金により、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。」とあり、控除は認められません。よって、418,000円のうち8,000円を超える410,000円からエアコン・冷蔵庫・家具什器(特別基準)合計222,480円を控除し、残187,520円を保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた生活保護法第63条に基づき、返還決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年7月27日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

- ・平成31年3月20日
請求人が来所。保護開始（変更）申請書が提出されたため受理する。
- ・平成31年3月28日
請求人が来所。
住居に係る賃貸借契約書等一件書類の写し及びC社が証明する生命保険権利評価額証明書（2通）を受理。
- ・平成31年3月29日
生活保護申請の可否についてケース診断会議を開催。
保有するC社の解約返戻金を保有した状態での生活保護開始は、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長問答」という。）（問第3の11）及び問答集問3-24により保有を認められる保険解約金の額を大幅に超えていることから申請却下することを決定する。
- ・平成31年3月29日
請求人が通院する医療機関から、「気分の落ち込み、疲れやすさ、睡眠リズムの乱れが著しく、当面は労働は困難と考えられる。」との主治医意見が記載された、診療状況照会回答を受領。
- ・平成31年4月5日
平成31年3月28日に受領した2件の生命保険権利評価額証明書について、保護申請時点の権利評価額を確認するため、C社に対し法第29条に基づく調査を実施。
- ・平成31年4月15日
C社から生命保険契約調査に係る回答を受領。
- ・平成31年4月16日
請求人が来所。住宅費証明書が提出されたため受領する。請求人に対し、平成31年3月29日開催のケース診断会議結果を受け、生活保護申請却下の旨の説明を行ったところ、請求人から「長く保護を受けるつもりはない。生命保険を解約してしまうと、病状や年齢を勘案すると自立してから加入し直すことができなくなるのが怖い。」「解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じる恐れもある。」等長時間に渡る強い主張がなされたことから、再度ケース診断会議を開催することとなった。
同日、生活保護申請の可否についてケース診断会議を開催。
生命保険は解約返戻金が発生するための保有資産とみなすべきであるが、早期の保護廃止

を見据えており、問答集問3-24の回答により保護開始時の解約返戻金の金額を廃止と同時に返還する条件付きで保護を開始することとし、開始時の解約返戻金をもれなく返還させるために法第63条による費用返還についての同意書を徴収するとともに、開始の条件について十分な説明を行うとの結論となった。

・平成31年4月17日

請求人宅に訪問調査を行う。

請求人に対し、病状回復に向け、主治医の指示に従い通院・服薬を継続し、療養に専念すること、及び、居室内が不衛生で整理整頓が出来ていないため、室内の適切な整理方法について助言指導を行う。また、保有する2件の生命保険について、申請日時点の解約返戻金615,528円を返還金として、生活保護廃止時に返還決定を行う旨を説明し、「生活保護法第63条による費用返還について」の文書を受領したことから、平成31年3月20日付け保護開始の決定を行う。

・令和元年8月23日

請求人が来所。

請求人から前雇用先の不当解雇について本件労働審判を行っており、調停が成立し解決金が振り込まれるとの申立てあり。また、解決金の中から、次の住居への転居の際、エアコン・冷蔵庫の購入を認めてほしい旨申し出があり、見積書を提出する。請求人に対し、早急に和解日等が分かる書類を提出するよう指示するとともに、購入費用については所内で協議が必要である旨の説明を行う。

・令和元年8月30日

請求人が来所。転居時の鍋等購入費について扶助の申立てあり。家具什器の支給要件には該当しないが、見積書の提示があれば和解金から控除することは可能であると思われることから、控除について検討するためにも早急に和解時の書類を提出するよう伝える。

・令和元年9月6日

不当解雇の本件労働審判の結果について、担当弁護士あて法第29条照会を行う。

・令和元年9月30日

令和元年9月6日付けで法第29条照会を行った本件労働審判の結果について、担当弁護士から回答書を受理。同日、和解日が未記入であったため、弁護士あて架電、聞きとりをおこなったところ、以下のことが判明した。

和解日：令和元年6月12日

弁護士あて振込日：令和元年6月24日

請求人に対し、法テラスへの返金及び弁護士報酬を除いた418,000円を令和元年8月22日に現金で手渡した。

・令和元年10月1日

請求人が来所。

不当解雇の本件労働審判の結果資料として、第2回労働審判手続期日調書（調停成立）の写しの提出があり受領。

和解金から市民税・府市民税及び国民健康保険料の滞納分について控除してほしいとの申立あり。

請求人に対し、令和元年10月4日16時までに、和解金で控除として申請したい項目を記載した自立計画書を提出するよう説明を行う。

同日、市税事務所納税担当へ架電し、滞納状況について聴取、平成29年度から平成31年度第1期分までの府市民税84,600円を滞納、平成31年度第2期分以降は生活保護受給による減免適用により課税なしとなっており、令和元年10月1日現在、延滞金額は4,800円であること、また、財産として把握している生命保険2件については、滞納処分による差し押さえを執行していないとのことであった。

・同日、保険管理担当へ架電し、滞納状況等について聴取。生命保険1件について、滞納処分による差し押さえを執行していたが、生活保護受給者であると判明したため、令和元年6月11日付けで差し押さえを解除し、令和元年6月11日付けで滞納処分の停止を決議したとのことであった。

・令和元年10月4日

請求人が来所。

本件自立計画書の提出あり。処分庁にて協議のうえ、書面にて通知する旨を説明する。

・令和元年10月7日

不当解雇の裁判で得た収入の取扱いについてケース診断会議開催。

「自立計画書のエアコン・冷蔵庫・家具什器（特別基準）については収入認定除外と認める。過年度市府民税・過年度健康保険料未払分については、問答集問8-95 保護開始前の借金により、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。また、資格試験等に係る費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要な物ではない為控除は認められない。ただし、就労可能となった場合は生業扶助の説明を行うこと。」として、和解金418,000円からエアコン、冷蔵庫、家具什器の購入費用及び8,000円を控除した残額187,520円について法第63条返還とする決定を行う。

・令和元年10月10日

本件処分を行う。

イ 本件処分の正当性について

法第4条第1項では、「保護は、その生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されており、法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、

すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返納しなければならない。」と定められている。

収入の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下、「次官通知」という。）第8-3-(2)-エ-（イ）において、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（（3）のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

また、費用返還については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保0723号第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1-(1)において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護者世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされており、課長通知1-(1)-④において「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲に含まれない。」として、（ア）から（ウ）及び「（エ）保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」が列举されており、問答集問8-95（答）では、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。」とされている。

本件処分については、令和元年6月から同年9月までに支給した保護費の総額が417,920円（105,930円×3月+100,130円）であることから、請求人が受領した和解金418,000円について、次官通知第8-3-(2)-エ-（イ）により8,000円をこえる410,000円を収入認定し、そこから、本件自立計画書に記載のエアコン及び冷蔵庫の実費購入額176,080円及び家具什器の購入費として家具什器費の特別基準額46,400円の合計222,480円を課長通知1-(1)-④に基づき控除した187,520円を保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第63条に基づき返還決定したものである。

また、請求人が主張する市府民税及び国民健康保険料の滞納金額の控除については、当該滞納はあたかも解雇されたことにより発生したかのように主張しているが、不当解雇前より当該滞納は発生しており、保護開始前の弁済については、課長通知1-(1)-④において自立更生の範囲に含まれないとして列举されている（ア）から（エ）のうち（エ）に該当するものであり、問答集問8-95（答）においても控除は認められないとされていることから、控除は認められないと判断したものである。

さらに、資格試験等に係る費用の控除については、請求人の生活状態や関係先の調査に基づき、今年度は、保護開始時と同様に、「請求人の病状の回復に向け主治医の指示に従い通院及び服薬を継続し、療養に専念するよう指導すること」が援助方針であり、主治医からの診療・状況照会回答において「稼働能力なし、今後の見込みは判断できない」とあったことから、早

期に就労による保護脱却が可能と判断できず、当該経費の内容や金額が具体的かつ明確になっていないことから、控除は認められないと判断したものである。

なお法第 58 条では、「被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。」とされており、請求人の保有する財産とは生命保険の解約返戻金であり、滞納処分により請求人が直ちに健康で文化的な生活を営む権利を阻害するものであるかの判断は、税金や保険料はその滞納分を含めて、別の法律によって支払うことが義務付けられているものであり処分庁の関与するところでない。

以上のとおり、本件処分は法に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 審理員が令和 2 年 12 月 14 日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記 1 請求人の主張 (2) ア (ア) g について

前記 1 請求人の主張 (2) では、処分庁は、請求人が同日になって初めて本件和解金のことを伝えたかのように主張するがこれは事実と反するとある。

確かに、前記 (1) アの令和元年 8 月 23 日の記述、「請求人から前雇用先の不当解雇について労働裁判を行っており、調停が成立し解決金が振り込まれるとの申立てあり。」の文面のみで解釈すると、前記 1 (2) のとおり、請求人があたかも同日になって初めて本件和解金のことを伝えたかのように解釈される可能性があるが、令和元年 8 月 23 日付けのケース記録票には、「以前より、前雇用先に不当解雇の本件労働審判を行っており、調停成立したようで、解決金が振り込まれると報告を受けていた。早急に和解日等が分かる書類を提出するよう伝えていた」と記載がある。処分庁としても、請求人からは以前より内容を伝えてもらっていたと認識をしている。

イ 前記 1 請求人の主張 (2) ア (イ) b 資格試験等に係る費用の控除について

前記 1 請求人の主張 (2) では、「処分庁は、資格試験にかかる費用について、不明であるとするが、そもそもこれが不明であるのであれば、前記 (1) イ (ア) b 以下で述べたとおり、処分庁においてこれを調査すべき義務がある。」と主張する。

しかし、処分庁が提出した「弁明書及び添付資料」には、「不明」という文言、もしくは、それを連想させるような表現も見当たらない。処分庁として、「ケース検討会議・ケース診断会議記録票」のとおり、請求人の病状等により療養専念が必要と判断を行っている。また、資格試験にかかる費用については、まず就労指導を行っている被保護者であり、なおかつその費用を必要とする場合には、その実態にかかる調査確認を行っている。

よって、援助方針とは異なる就労指導にかかる資格試験や就職活動に対して具体的な費用の調査は不要であり、請求人の反論は誤りである。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 保護台帳の処遇方針欄には、平成 31 年 3 月 20 日付けで「療養専念指導」との記載がある。

イ 医師からの令和元年8月1日付けの「診療状況について（回答）」には、「令和元年07月29日付けをもってご照会のありました請求人様の当院における診療状況は次のとおりです。」、「1 病名及び初診年月日 抑うつ状態（初診年月日：2019年3月12日）」、「5 稼働能力 稼働能力なし（略）⇒今後の見込み（判断できない）」との記載がある。

ウ 令和元年8月22日付けの受領書には、「弁護士 D殿 金 418,000 円也 但し、労働審判手続（平成31年（労）第61号）につき、相手方 60 万円から法テラスへの返金 10 万 6400 円及び報酬 7 万 5600 円を控除した額 本日上記金額を受領しました。（住所）（略）（名前）請求人」との記載がある。

エ 令和元年8月23日付けのケース記録票には、「請求人来所。以前より、前雇用先に不当解雇の労働審判を行っており、調停成立したようで、解決金が振り込まれると報告を受けていた。早急に和解日等が分かる書類を提出するよう伝えていた。その費用のうち、次住居に転居の際、エアコン（現住居にない）、冷蔵庫（現住居分は故障し使用不可）の購入を認めてほしい旨申し出あり。本日、見積書提出 自立更生のために必要であると思われるが、所内で協議が必要。早急に和解日が確認できる書類を提出するよう伝える。和解日によっては、保護の停・廃止もある旨説明。」との記載がある。

オ 令和元年8月30日付けのケース記録票には、「請求人来所（中略）請求人より、知人に聞いたが、転居時に鍋等扶助してくれると聞いたので扶助してほしい。と申し出 請求人は居宅から居宅に転居、新規時ではない等扶助は困難。ただし、現住居では自炊が困難である事は確認済、エアコン・冷蔵庫同様、まず見積もりを取り、和解金より控除する事は可能と思われる。そのためにも早急に和解時の書類を提出するよう伝えておく。」との記載がある。

カ D弁護士からの令和元年9月20日付けの「生活保護法第29条に基づく調査について（回答）」には、「回答 （1）元雇用先から支払われた額 60 万円 （2）請求人に返金した額 41 万 8000 円」との記載がある。

キ 令和元年9月30日付けのケース記録票には、「未提出となっている、調停にかかる書類はどうなっているのか確認 転居時のどたばたでどこにしまったか分からない。と 早急に探し、明日の保護費支給日には何かしらの報告をするよう伝えておく。」、「令和元年8月23日請求人来所時、別紙添付書類額を現金で受理したと申し出。書面でもらってくるよう指示すると同時に9月6日付で弁護士宛に 29 条調査委依頼を行い本日回答あり。和解日未記入にて、D弁護士へ電話 和解日 令和元年6月12日 弁護士宛振込日 令和元年6月24日 法テラスへの返金・弁護士報酬の計算等あり、請求人には8月22日 418,000 円を現金で手渡したとのこと」との記載がある。

ク 令和元年10月1日付けのケース記録票には、「請求人来所（中略）昨日、ケースワーカー訪問時に言われていた、労働審判の書類が見当たらず、弁護士の所まで行っていきコピーをもらってきたと、「第2回労働審判手続期日調書（調停成立）」と、別紙添付書類提出 市税・

国保滞納分も控除してほしい旨申し出 請求人へ自立計画書として、和解金で控除として申請したい項目を記載し提出するよう説明。その申請をもって、所で協議し、結果は書面で通知する事を伝える。」「市税事務所 納税担当へ架電。滞納状況について徴取。市府民税 29 年度～31 年度第 1 期分まで滞納。第 2 期分以降は生活保護による減免適用により課税無。滞納税額 84600 円 10/1 現在 延滞金 4800 円 財産として把握している生命保険（2 口）については、まだ滞納処分による差押えを執行していない。請求人より 9/30 に連絡があり。労働審判により調停が成立し解決金の支払いがあった。ついては、その取扱いについて、10/1 に生活保護担当ケースワーカーと話をする。その結果を近日中に報告すると聞いている由。・保険管理へ架電。担当応答。国民健康保険料滞納につき、生命保険（1 口）について、滞納処分による差押えを執行していたが、生活保護受給者であると判明したため、6/11 付けで差押えを解除し、6/12 付けで滞納処分の停止を決議した由。」との記載がある。

ケ 処分庁が令和元年 10 月 1 日に受理した請求人を申立人とする「第 2 回労働審判手続期日調書（調停成立）」には、「期日 令和元年 6 月 12 日午前 10 時 15 分」、「第 3 調停条項（中略） 2. 相手方は、申立人に対し、本件解決金として 60 万円の支払義務があることを認める。（後略）」との記載がある。

コ 市税事務所から請求人あての令和元年 7 月 1 日付けの「滞納処分の停止取消通知書」には、「次の徴収金については、滞納処分の停止をしておりましたが、調査の結果その理由がないと認められますので、地方税法第 15 条の 8 第 1 項の規定により、その停止を取り消しましたので通知します。」との記載があり、次の徴収金として、平成 29 年度第 2 期から平成 30 年度第 4 期までの市民税・府民税が計 72,500 円である旨の記載がある。

サ 前記 1 請求人の主張（4）アと同一書類。

シ 令和元年 10 月 4 日付けのケース記録票には、「請求人来所（中略）別紙自立計画書提出」との記載があり、別紙として前記サが添付されている。

ス 令和元年 10 月 7 日に開催したケース診断会議の記録票には、会議内容・結論として「局第 8-2-(4) により、直ちに自立更生のための用途に供されるものに限ること。とあり、自立計画書のエアコン・冷蔵庫・家具什器（特別基準額）については、認定除外と認める。過年度市民税・過年度健康保険料未払分については、問答集問 8-95 保護開始前の借金により、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。また、資格試験・就活にかかる費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要な物ではないため控除は認められない。ただし、就労可能になった場合は生業扶助の説明を行う事。よって、418,000 円より 8,000 円控除後の 410,000 円からエアコン・冷蔵庫・家具什器（特別基準）合計 222,480 円を控除し残 187,520 円を法第 63 条返還とする。」との記載がある。

3 口頭意見陳述の実施

(1) 請求人代理人から提出のあった意見陳述書

ア 前記1請求人の主張(1)や前記1請求人の主張(2)で述べたとおり、保護の実施機関は、法63条の返還決定に当たり、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられた金品及びあてられる予定の金品の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が保護利用世帯の自立を著しく阻害するかなどについて考慮すべきである。

そして、その前提として、保護実施機関は、まず費用返還決定に先立ち自立更生費の控除が可能であることを保護利用者に説明し、その上で受領した金品の使途に関する意向・生活実態を徴取し、その自立助長に資する使途に関わる事情を調査把握する必要がある。

イ 本件において、平成30年7月以降の国民健康保険料及び住民税の滞納については、仮にA社が上記解雇を行わなければ生じなかったものであるため、A社による解雇に起因して生じているといえる。

そして、本件で請求人が受領した本件労働審判での解決金はまさにA社による解雇がなければ生じなかった不利益を補填する性格も有するものであるといえる。

そうだとすると、上記解決金をA社による解雇に起因して生じた市府民税・国民健康保険料の滞納の解消に充てることは、本人の自立更生に資するものであるといえる。

この点、たとえば、債務整理の過程で過払い金が生じた場合、過払い金の額をそのまま認定するのではなく、債務整理の結果得られた残額を認定されるのであり、他の債務の支払いは過払い金と関連するものとして必要経費として処理されていることになる(問答集問8-32)。

また、同じく、損害賠償金を受領した際には、同賠償金は損害の填補であるため、同損害として請求人が負担した金額については収入認定から除外される。

以上のような処理との整合性に鑑みても、上記A社による解雇に起因して生じた市府民税・国民健康保険料の滞納の解消に充てる金額を返還の対象から外すべきであるといえる。

ウ また、平成30年7月以前の市府民税・国民健康保険料の滞納についても、これらは、一般の債務と異なり、自己破産によって免責されず、収入や資産が生じた場合に国や自治体によって差押えられる危険が高い。そして、請求人が将来収入を得るようになり、生活保護を脱して自立するというときになって、これらの収入の差押えを受けるなどすれば自立更生が害されることは明白であるため、請求人の自立更生にあたって、このような債務を消滅させておく必要性が高いと言える。

エ 本件において、処分庁は本件処分に当たって上記で述べた事情について調査検討を尽くし、これらを考慮すべきであった。しかし、処分庁は上記事情についての調査・考慮を尽くさず、これらを考慮しなかった(若しくは軽視した)ため、本件処分に当たって、上記滞納解消のための支出について控除しないとの判断に至った。

よって、本件では、処分庁の判断過程に、尽くすべき調査・検討を尽くしておらず、考慮すべき事情を考慮しない(あるいは不当に軽視する)という瑕疵があり、本件処分は裁量の

濫用逸脱のため、違法となる。

(2) 請求人代理人からの質問及び処分庁の回答の趣旨

ア 請求人の租税公課の滞納についての処分庁の調査・確認状況について

- 請求人代理人 請求人に対して、租税公課の滞納について、保護の申請時には調査・確認を行っているか。
- 処分庁職員 申請には聞き取りをしている。資産申告書があって、そういう項目があれば内容については聞き取れていると思う。
- 請求人代理人 保護決定書の一番下の段に、国民健康保険料の滞納というところで、おそらく「C、有、不明」と書いているが、これはその聞き取りを行って記載されたものか。
- 処分庁職員 請求人がまず来られて、その用紙とペンを渡して書いていただく。それを見て面接する。
- 請求人代理人 その時点で調査というものは行ったのか。
- 処分庁職員 通常は、国民健康保険滞納については、調査は行わない。
- 請求人代理人 本件処分に至るまでに、国民健康保険料等の滞納についての調査は、どこかで行っているか。
- 処分庁職員 令和元年 10 月 1 日付けのケース記録票に記載している。10 月 1 日に担当課へ連絡をして確認している。

イ 処分庁での法第 63 条に基づく費用返還決定処分における滞納の解消に充てる費用の検討について

- 請求人代理人 法第 63 条に基づく費用返還決定処分の際に、租税公課の対象に充てると、この費用について、「自立更生に当たる余地がある」という考えなのか、「一切余地がない」という考えなのか、そういうのはどちらになるのか。
- 処分庁職員 考え方と言うと、生活保護開始前の借金である。過去の債務を弁済金から控除するということは認められないということが、生活保護の問答集にあるので、そこから判断している。
- 請求人代理人 例えば過去の債務であっても、過払いであれば、当然必要経費として認められることがあるかと思うが、過払い、前に書面でも書いた、これは問答集の記載だが、ようは過払いであれば債務整理の中で、言っても過払いですね。他のところには認定回避というときに、結局過払いで入った分を回避というところが、必要経費として認められるという運用に、問答集でなっているかと思うが、こういった余地があるのかどうかという、そういうような考え方をする場合はあるのか、逆に租税公課だと、「それでは認めない」という運用なのか。
- 処分庁職員 租税公課というよりか保護開始前の借金という考え方になると思う。
- 代理人弁護士 基本的に認めているような、具体的に今回でしたら、一定入ったお金と関連性はあるのではないかという話があるかと思うが、ようはそういう関連性とも考えない

のか、一定具体的な判断としてありうるのか、どちらの運用なのか。

○処分庁職員 もしものお話で、お答えするのは難しい。

○代理人弁護士 もしもの話というのではなくて、そちらの運用の話である。運用の話で、租税公課の滞納の解消に充てる費用ということについて、例えば「もうその時点でだめだ」という認定になるのか、個別具体的な判断をした上で「だめだ」という運用になるのか。

○処分庁職員 基本的には問答集にもある通り保護開始前の借金については、控除できないというのは、決まり事なので。今回はそれで決定されるので。

○代理人弁護士 その必要経費に当たるかどうかというような観点での検討というのはされないのか。

○処分庁職員 必要経費ではないと思う。

○代理人弁護士 今回ないかどうかという話ではなくて、運用として、必要経費に、本件においてその必要経費に当たるという検討したかどうかというのは、我々必要だと思っているが、運用として、まず必要経費に当たるかどうかというような検討をされるのかどうか。

○処分庁職員 一般論でいうと、問答集問8の95のように、過去の債務というところの中で、検討はしないと思う。

○代理人弁護士 問答集の、前記1請求人の主張(2)でも述べているが、問答集の8の32で述べているが、債務経費の場合、過払金額としてそのまま認定するのではなくて、結局得られた残額の認定になる。債務の支払いは、他ではしている。その債務の支払いは必要経費として承認されることになるということになると思う。

○処分庁職員 この問答集でいくと、過払金があったときの話で書いている。「過払金はそのまま」と書いている。過払金が発生した場合、処分庁にこのお金を全部入れていただくのではなくて、それは書いているように、必要経費として控除して差し支えないと書いているが、今回過払金があったわけではない。

○代理人弁護士 今回のケースではなくて、一般的に、処分の過程として、今回関連性の検討をされたのかどうかという点である。決定の過程を見る限り、検討されてないのではないかとと思われるが、関連性がそもそも。そういうことで良いのかどうかということになる。

○処分庁職員 考え方は解雇前に発生した滞納というところがあるので、「検討していない」とまでは言わないが、そこは実際その別冊問答集に書いてある通り、基本解雇前の。

○代理人弁護士 解雇前のものもあるが、解雇後のものもある。その解雇後のものについて、関連性を検討されたのか。今の状況だと、関連性は基本的には検討されてないということよろしいか。

○処分庁職員 今はぱっと答えは出てこない。

○代理人弁護士 検討していれば検討したという話がすぐ出てくるとは思う。一般的に生じたものを、租税公課の滞納の場合に、検討をするのかどうか、関連性があるかという検討が第1段階で入るのかどうかというのと、本件で検討したかどうかという、この2点だが、先ほどの回答からいくと、問答集に個々のものは書いてないと、結局は過去の分まで賄うことになるから、もうその時点で入らないというような対応という風にお聞きしてもよいのか。

○処分庁職員 会議の記録上では、見当たらない。我々も記憶がないので、どこまで検討し

たかについては、結論的にはこういう結論に至った。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (4) 法第60条は、「生活上の義務」について規定しており、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と定めている。
- (5) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。
- (6) 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。

(7)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の2の(4)は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは、見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と定めている。

(8)課長通知の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

なお、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む。(イ)贈与等により当該世帯以外のために充てられた額(ウ)保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額(エ)保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と定めている。

(9)問答集問8の95の「保護開始前の借金」の(答)は、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向けてその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。」と記している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第2部会答申書(以下「答申書」という。)の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 本件処分についてみると、処分庁は、請求人に本件労働審判による解決金(以下「本件

解決金」という。)の収入があったため、返還対象額 418,000 円のうち 8,000 円を超える 410,000 円からエアコン、冷蔵庫及び家具什器の合計 222,480 円を控除し、資格試験等に係る費用、過年度市民税・府民税及び過年度健康保険料滞納(以下「住民税等の滞納」という。)分についての控除は認めず、残りの 187,520 円を返還額として、本件処分を行ったことが認められる。

(イ) 前記 1 (8) のとおり、法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額を返還額から控除することが可能である。

(ウ) まず、本件処分に至る経過についてみると、①平成 31 年 3 月 20 日の保護開始時における処分庁の請求人に対する処遇方針は、療養専念指導であったこと、②請求人の通院先医療機関の医師による令和元年 8 月 1 日付けの診療状況についての回答には、請求人は抑うつ状態であり、稼働能力はなく、今後の見込みは判断できない旨の記載があったこと、③同年 6 月 12 日、請求人は、A 社を相手方とする本件労働審判において、A 社が 60 万円の本件解決金を支払うこと等で和解したこと、④同年 8 月 22 日、請求人は本件解決金 60 万円のうち、法テラスへの返金等を控除した 418,000 円(以下「本件収入」という。)を D 弁護士から受領したこと、⑤同月 23 日、請求人は処分庁に対し、本件解決金を受領した旨、本件解決金で転居の際にエアコン及び冷蔵庫の購入を認めてほしい旨申し出たこと、処分庁は、請求人に対し、処分庁内で協議が必要であり、和解日を確認できる書類を早急に提出するよう伝えたこと、⑥同月 30 日、請求人は処分庁に対し、転居時に鍋等を扶助してほしい旨申し出たこと、処分庁は請求人に対し、エアコンや冷蔵庫同様、見積もりをとり、本件解決金から控除することは可能と思われるため、早急に和解時の書類を提出するよう伝えたこと、⑦同年 10 月 1 日、処分庁は、請求人に対し、本件解決金からの控除として申請したい項目を自立計画書として記載の上、提出するよう説明し、その申請をもって処分庁内で協議する旨伝えたこと、⑧同月 4 日、請求人から本件自立計画書が提出され、本件自立計画書には、エアコン、冷蔵庫、家具什器、過年度住民税等の滞納及び資格試験等に係る費用の記載があったこと、⑨同月 7 日、処分庁は、ケース診断会議において、本件自立計画書に記載のあるエアコン、冷蔵庫及び家具什器については、認定除外と認め、過年度の住民税等滞納分については、前記 1 (9) により、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められず、資格試験等に係る費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要な物ではないことから控除は認められないとの結論に至ったこと、⑩同月 10 日、処分庁は本件処分を行ったことが認められる。

(エ) これらのことからすると、処分庁は、請求人に対し、エアコン、冷蔵庫及び家具什器の購入費用について、本件解決金からの控除が可能である等、自立更生控除について一定程度説明し、自立計画書の提出を求め、その内容を自立更生控除の検討の対象とし、組織的検討の上、請求人が求めたエアコン、冷蔵庫及び家具什器について返還額から控除してお

り、その判断には一定の合理性があるといえる。

(オ) 次に、請求人は、平成 30 年 7 月以降の住民税等の滞納は A 社による解雇に起因して生じており、さらに、住民税等の滞納は、収入や資産が生じた場合に国や自治体によって差し押さえられる危険が高く、処分庁は、これらの滞納を解消することが請求人の自立更生のために必要であったにもかかわらず、調査・検討を尽くさず、これらの滞納解消のための支出を控除しておらず、本件処分は違法又は不当である旨主張するので、請求人の過年度の住民税等の滞納分についてみる。

①請求人には過年度の住民税等の滞納分があったこと、②請求人が処分庁に提出した本件自立計画書には過年度住民税等の滞納が記載されていたことが認められる。

請求人の過年度の住民税等の滞納分は、請求人が保護開始前から滞納している債務であり、過去の債務を返還額から控除することについては、前記 1 (8) 及び (9) のとおり、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められない。

したがって、処分庁が返還対象額から過年度の住民税等の滞納分を返還額から控除しないこととした処分庁の判断に誤りがあるとは認められず、請求人の主張は採用できない。

(カ) 最後に、本件自立計画書に記載があった資格試験等に係る費用についてみる。

前記 (ウ) のとおり、①平成 31 年 3 月 20 日の保護開始時における処分庁の請求人に対する処遇方針は、療養専念指導であったこと、②請求人の通院先医療機関の医師による令和元年 8 月 1 日付けの診療状況についての回答には、請求人は抑うつ状態であり、稼働能力はなく、今後の見込みは判断できない旨の記載があったこと、③同年 10 月 7 日、処分庁は、ケース診断会議において、資格試験等に係る費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要な物ではないことから控除は認められないとの結論に至ったことが認められる。

つまり、処分庁の請求人に対する援助方針は療養専念指導であり、処分庁が就労指導を行っていた事実は認められず、通院先医療機関の医師による診断においても、請求人は抑うつ状態であり、稼働能力なしと診断されている。

これらのことからすると、処分庁が資格試験等に係る費用を請求人世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものとは認められないとし、返還対象額からこれらの費用を控除しないとした処分庁の判断には一定の合理性が認められ、このような判断に至ったことはやむを得ないものといえる。

(キ) 以上を踏まえると、8,000 円を超える返還対象額からエアコン、冷蔵庫及び家具什器を控除し、資格試験等に係る費用及び過年度住民税等の滞納分についての控除は認めず、残額を返還額とした処分庁の判断に誤りは認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

ウ 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分には違法又は不当な点は認められない。

(2) 答申の要旨

ア 結論

本件審査請求は一部認容すべきである。

イ 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）、請求人の主張書面及び請求人の回答書によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 平成 31 年 3 月 20 日付けで、処分庁は、請求人に対し、法による保護を開始した。

なお、保護台帳の処遇方針の欄には、「平成 31 年 3 月 20 日 療養専念指導（後略）」と記載されている。

(イ) 令和元年 7 月 29 日、処分庁は、請求人が通院する医療機関の医師に対して請求人の診療状況について照会し、当該医師から同年 8 月 1 日付けの「診療状況について（回答）」の提出を受けた。

上記の「診療状況について（回答）」には、病名及び初診年月日については、抑うつ状態（初診年月日：2019 年 3 月 12 日）と、稼働能力については、稼働能力なし、今後の見込みは判断できないと記載されている。

(ウ) 令和元年 8 月 22 日、請求人は、弁護士を通じて、本件収入を受領した。

(エ) 令和元年 8 月 23 日、請求人は、処分庁に対して、本件解決金から転居の際にエアコン及び冷蔵庫の購入を認めるよう申出を行った。

(オ) 令和元年 8 月 30 日、請求人は、処分庁に対して、転居時に鍋等を扶助するよう申出を行った。

(カ) 令和元年 10 月 1 日、請求人は処分庁に対して、滞納処分の停止取消通知書を提出の上、住民税等の滞納について、自立更生控除をするよう申出を行い、処分庁は請求人に対して、本件解決金からの控除として申請したい項目を自立計画書として記載の上、提出するよう説明した。

上記の滞納処分の停止取消通知書には、「次の徴収金については、滞納処分の停止をしておりましたが、（中略）地方税法第 15 条の 8 第 1 項の規定により、その停止を取り消しましたので通知します。」と記載され、次の徴収金として、7 件の「市民税・府民税（普通徴

収)」に係る徴収金が示され、これら7件の徴収金の課税年度として、「H29」及び「H30」、納期限として、「H29. 8. 31」、「H29. 10. 31」、「H30. 1. 31」、「H30. 7. 2」、「H30. 8. 31」、「H30. 10. 31」、「H31. 1. 31」、合計として「72,500」と記載されている。

また、令和元年10月1日付けのケース記録票には、「・市税事務所 納税担当へ架電。滞納状況について聴取。市府民税 29年度～31年度第1期分まで滞納。第2期分以降は生活保護による減免適用により課税無。滞納税額 84600 円 10/1現在 延滞金 4800 円（後略）」と記載されている。

(キ) 令和元年10月4日、請求人は処分庁に対して、本件自立計画書を提出した。

本件自立計画書には、「労働審判調定成立で収入のあった¥418,000 円のうち、自立計画のため エアコン（中略） 冷蔵庫（中略） 家具什器としてIHコンロ 炊飯器（中略） 掃除機（中略） 電灯電球（中略）カーテン（中略） カーテンレール（中略） 過年度市税支払い 過年度健康保険料支払い 自立後の返済負担を減〔ら〕し再び保護になるようなことがないように経済的負担を減らす為、資格試験にかかる費用 就職活動並びに就職において採用率をあげる為 就活にかかる費用 生活保護受給期間を長期としない為就職活動にかかる諸経費の負担を減らす為（後略）」と記載されている。

(ク) 令和元年10月7日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件収入に係る取扱について検討した。同日付のケース診断会議記録票の会議内容・結論の欄には、「局〔局長通知〕第8-2-(4)により、直ちに自立更生のための用途に供されるものに限ること。とあり、自立計画書のエアコン・冷蔵庫・家具什器（特別基準額）については、認定除外と認める。過年度市民税・過年度健康保険料未払分については、別冊問答集〔問答集〕（中略）問8-95 保護開始前の借金により、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。また、資格試験・就活にかかる費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要な物ではないため控除は認められない。ただし、就労可能となった場合は生業扶助の説明を行う事。よって、418,000 円より8,000 円控除後の410,000 円からエアコン・冷蔵庫・家具什器（特別基準）合計222,480 円を控除し残187,520 円を法第63条返還とする。」と記載されている。

(ケ) 令和元年10月10日付けで、処分庁は、請求人に対し、418,000 円の本件収入があったことから、エアコン、冷蔵庫及び家具什器に係る経費224,480 円及び次官通知第8の3の(2)のエの(イ)による8,000 円を差し引いた187,520 円の返還を求める本件処分を行った。

(コ) 令和元年12月24日付けで、請求人は、本件審査請求を行った。

(サ) 請求人の主張書面等として提出された、請求人が通院する医療機関の医師による令和3年7月21日付けの就労可能証明書には、傷病の経過として、同月20日より就労可能である旨が記載されている。

(シ) 令和4年6月1日付けで、審査会は、請求人に対し本件試験費用を負担したことが確認

できる資料を求め、同月 24 日、請求人の回答書を受領した。

請求人は、請求人の回答書において、次のアからオについて回答している。

ア 行政書士の受験料 7,000 円について

領収書がないため、令和元年度行政書士試験に係る合否通知書及び令和 3 年度行政書士試験に係る資料を提出する。

なお、上記の令和元年度行政書士試験に係る合否通知書には、次の内容が記載されている。

試験場は、大学キャンパス。

請求人の合否区分は、不合格。

合格基準点は、次の①から③のいずれも満たした者を合格とすると示されている。

①行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、122 点以上である者

②行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、24 点以上である者、③試験全体の得点が、180 点以上である者。

請求人の得点は、「法令等」が 142 点、「一般知識等」が 36 点、「総得点」が 178 点。

また、上記の令和 3 年度行政書士試験に係る資料には、受験手数料は 7,000 円で、払込みに要する費用は受験申込者の負担であり、専用の振替払込用紙により、郵便局の窓口で払い込みが必要である旨が記載されている。

イ 振込手数料 200 円及び郵送料 430 円について

前記アの費用の払込み及び願書の郵送に要した費用であり、領収書等はないが、受験に際して必要であるため、これらの費用が実際に支出されたことが認められる。

ウ 交通費 520 円について

E 駅から F 駅（令和元年度行政書士試験の会場である大学キャンパスの最寄り駅）までの往復の電車代である。

エ 模擬試験料 5,000 円について

模擬試験代である。

領収書がないため、受験したことが確認できる資料として答案返却の資料（2019 年度合格目標行政書士公開模擬試験中間模試記述式答案のご返却）を提出する。

オ 六法問題集等 6,524 円について

請求人が購入した書籍は次の①から③のとおりであり、消費税が 8 パーセントの時期に購入した。

①「うかる！行政書士 新・必須項目 115 2018 年度」1,620 円

②「2019 年度完全整理択一六法 民法」3,132 円

③「合格革命行政書士一門一答式出るとこ千問ノック 2019 年度版」1,944 円

上記①から③については、何らかの割引があったため、合計金額は、6,524 円である。

また、次の④の書籍を購入したことについて、追加で主張する。

④「2019 年度 司法試験・予備試験スタンダード 100 ②民法」4,104 円（消費税が 8 パーセントの時期に購入）

なお、上記①については、書籍の表紙及び奥付（奥書）の写し並びにホームページ

を印刷したものが、上記②については、書籍の表紙の写しが、上記③については、書籍を紛失したとして、ホームページを印刷したものが、上記④については、書籍の表紙及び奥付（奥書）の写しが添付されている。

ウ 理由の要旨

（ア）法第 63 条は、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条が返還額について被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内とし、返還額の上限となる金額を規定する一方、返還すべき額の算定方法を具体的に規定していないのは、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解するのが相当である。

そして、法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること（法第 1 条参照）を勘案すると、保護の実施機関においては、返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

つまり、そこでは、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額（返還後の資力の多寡）や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められるのである。

それにもかかわらず、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をしないこと等により、その自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる場合がある（東京地方裁判所平成 27 年 3 月 10 日判決、大阪高等裁判所平成 18 年 12 月 21 日判決など参照）。

（イ）本件についてみると、処分庁は、請求人が本件収入として 418,000 円を本件労働審判の代理人弁護士から受領したことから、返還対象額を 418,000 円とし、次官通知第 8 の 3 の（2）のエの（イ）に基づき、8,000 円を超える 410,000 円から、本件自立計画書に記載のある費用のうち、住民税等の滞納及び資格試験等に係る費用については控除を認めず、エアコン、冷蔵庫及び家具什器の合計 222,480 円を控除した 187,520 円を返還額として、本件処分を行ったことが認められる。

前記（ア）の見地に照らして、処分庁が、本件自立計画書に記載のある住民税等の滞納及び資格試験等に係る費用についての控除を認めず、返還額を決定した処分庁の判断に、①裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法性が認められるか、②裁量権の行使に妥当性を欠く点があり不当性が認められるかについて、以下検討する。

（ウ）請求人は、平成 30 年 7 月以降の住民税等の滞納については A 社による解雇に起因して生じている旨、また、住民税等の滞納は、収入や資産が生じた場合に国や自治体によって差

し押さえられるおそれがあり、住民税等の滞納を解消することが請求人の自立更生のために必要であったにもかかわらず、処分庁は、調査・検討を尽くさず、住民税等の滞納の解消のための支出を控除せず行われた本件処分は、違法又は不当である旨主張する。

前記イ（カ）のとおり、住民税等の滞納は、請求人が平成31年3月20日の保護開始前から滞納しているものである。

処分庁が、課長通知1（1）④（エ）及び問答集問8の95の答に依拠して、請求人の住民税等の滞納について自立更生控除を行うことは、過去の債務を返還額から控除するととなり、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱すると判断したことは、前記1の法令等の規定及び前記（ア）の見地に照らし、妥当性を欠くとまでは言えない。

（エ）請求人は、前記イ（キ）のとおり、本件自立計画書において、就職活動において採用率をあげ、生活保護受給期間を長期としない等の理由により、資格試験等に係る費用について自立更生控除を求めている。

一方、処分庁は、前記イ（ク）のとおり、請求人の援助方針は、療養専念であることから、資格試験等に係る費用については、直ちに必要なものではないことから控除は認められないとして、自立更生控除を行わないとしたことが認められる。

また、請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（2）の反論書において、本件試験費用として、19,674円を負担している旨主張し、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2（2）の再弁明書において、援助方針とは異なる就労指導に係る資格試験や就職活動に対して具体的な費用の調査は不要である旨主張する。

このことから、審査会は、請求人に対し本件試験費用を負担したことが確認できる資料を求め、前記イ（シ）のとおり、請求人の回答書において、本件試験費用として、上記の反論書で示された19,674円その他、4,104円の費用を負担したとして資料が提出された。

請求人の回答書から、請求人は、負担したことが確認できる資料としてホームページの印刷を提出した前記イ（シ）オ③の書籍購入に係る費用（以下「オ③書籍購入費用」という。）を除き、本件試験費用を一定負担していると言うことができ、令和元年度行政書士試験の合格基準点が180点に対して請求人の得点が178点であったことに鑑みれば、請求人は、本件自立計画書で説明するとおり、将来的に就職活動を効率的に行い、早期に保護から脱却することを目標として、一定の活動を行っていたと評価することができる。

法第1条が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることを勘案すると、保護の実施機関においては、法第63条に基づき返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

また、法第60条は、被保護者に対して、常に、能力に応じて勤労に励み、生活の維持及び向上に努めることを求めており、同条に規定される「勤労に励み」とは、「勤労の能力のない者、働きたくても就職、就労の口を見出し得ない者又は家庭の事情により勤労する時間的余裕のない者に対してまでも収益を上げる勤労をすることを求めるものではない。現実勤労をし得ない者は、常に、本条に規定するような気持をもって生活するようにすべ

きであるという趣旨」と解されている（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会昭和50年3月1日発行639頁以下）。

このような解釈基準に基づくならば、請求人が病氣療養中であっても就労の準備としての活動は当然に禁止されるわけではないこと、また、請求人が行政書士試験において合格点に近い得点を獲得していた事実から推測するに、当該受験申込当時には既に就労の準備としての一定の活動ができていたものと判断するのが相当である。

請求人が、将来的に就職活動を効率的に行い、早期に保護から脱却することを目標として、就労の準備のために一定の活動を行い、そのために必要な費用を負担していたことは、上記の法第1条及び第60条の趣旨に照らせば、当該費用は、自立更生控除として認め得るものであったと言える。

したがって、処分庁が、請求人の援助方針が療養専念指導であることのみ拘泥し、行政書士資格試験の受験等に係る費用金（オ③書籍購入費用を除く。）について直ちに必要なものではないとして、自立更生控除を行わないと判断したことは、前記（ア）の見地に照らせば、その裁量権の行使において、考慮すべき事由を考慮しないことにより社会通念上少なからず妥当性を欠くものであったと言わざるを得ない。

（オ）以上のことから、処分庁は、本件収入の事実を把握してから本件処分を行うに当たって、自立更生控除における裁量権の行使において、少なからず妥当性を欠く点が認められることから、本件処分は、行政書士資格試験の受験等に係る費用（オ③書籍購入費用を除く。）の返還を求める点において違法又は不当であり、その費用返還の部分についてのみ一部取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は、一部認容されるべきである。

3 本件処分について

（1）本件処分についてみると、前記審理関係人の主張の要旨1（4）イのとおり、処分庁は、請求人に本件解決金の収入があったため、返還対象額418,000円のうち8,000円を超える410,000円からエアコン、冷蔵庫及び家具什器の合計222,480円を控除し、資格試験等に係る費用、過年度住民税等の滞納分についての控除は認めず、残りの187,520円を返還額として、本件処分を行ったことが認められる。

（2）法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当

該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照）。

(3) まず、本件処分に至る経過についてみると、前記審理関係人の主張の要旨 1 (4) ア及びイ並びに 2 (3) ア、イ、ウ、エ、オ、ク、ケ、サ、シ及びスのとおり、①平成 31 年 3 月 20 日の保護開始時における処分庁の請求人に対する処遇方針は、療養専念指導であったこと、②請求人の通院先医療機関の医師による令和元年 8 月 1 日付けの診療状況についての回答には、請求人は抑うつ状態であり、稼働能力はなく、今後の見込みは判断できない旨の記載があったこと、③同年 6 月 12 日、請求人は、A 社を相手方とする本件労働審判において、A 社が 60 万円の本件解決金を支払うこと等で和解したこと、④同年 8 月 22 日、請求人は本件解決金 60 万円のうち、法テラスへの返金等を控除した本件収入 418,000 円を D 弁護士から受領したこと、⑤同月 23 日、請求人は処分庁に対し、本件解決金を受領した旨、本件解決金で転居の際にエアコン及び冷蔵庫の購入を認めてほしい旨申し出たこと、処分庁は、請求人に対し、処分庁内で協議が必要であり、和解日を確認できる書類を早急に提出するよう伝えたこと、⑥同月 30 日、請求人は処分庁に対し、転居時に鍋等を扶助してほしい旨申し出たこと、処分庁は請求人に対し、エアコンや冷蔵庫同様、見積もりをとり、本件解決金から控除することは可能と思われるため、早急に和解時の書類を提出するよう伝えたこと、⑦同年 10 月 1 日、処分庁は、請求人に対し、本件解決金からの控除として申請したい項目を自立計画書として記載の上、提出するよう説明し、その申請をもって処分庁内で協議する旨伝えたこと、⑧同月 4 日、請求人から本件自立計画書が提出され、本件自立計画書には、エアコン、冷蔵庫、家具什器、過年度住民税等の滞納及び資格試験等に係る費用の記載があったこと、⑨同月 7 日、処分庁は、ケース診断会議において、本件自立計画書に記載のあるエアコン、冷蔵庫及び家具什器については、認定除外と認め、過年度の住民税等滞納分については、前記 1 (9) により、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められず、資格試験等に係る費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要なものではないことから控除は認められないとの結論に至ったこと、⑩同月 10 日、処分庁は本件処分を行ったことが認められる。

(4) これらのことからすると、処分庁は、請求人に対し、エアコン、冷蔵庫及び家具什器の購入費用について、本件解決金からの控除が可能である等、自立更生控除について一定程度説明し、自立計画書の提出を求め、その内容を自立更生控除の検討の対象とし、組織的検討の上、請求人が求めたエアコン、冷蔵庫及び家具什器について返還額から控除しており、その判断には一定の合理性があるといえる。

(5) 次に、請求人は、平成 30 年 7 月以降の住民税等の滞納は A 社による解雇に起因して生じており、さらに、住民税等の滞納は、収入や資産が生じた場合に国や自治体によって差し押さえられる危険が高く、処分庁は、これらの滞納を解消することが請求人の自立更生のために必要であったにもかかわらず、調査・検討を尽くさず、これらの滞納解消のための支出を控

除しておらず、本件処分は違法又は不当である旨主張するので、請求人の過年度の住民税等の滞納分についてみる。

前記審理関係人の主張の要旨 1 (4) ア並びに 2 (3) ク、コ及びサのとおり、①請求人には過年度の住民税等の滞納分があったこと、②請求人が処分庁に提出した本件自立計画書には過年度住民税等の滞納が記載されていたことが認められる。

請求人の過年度の住民税等の滞納分は、請求人が保護開始前から滞納している債務であり、過去の債務を返還額から控除することについては、前記 1 (8) 及び (9) のとおり、保護を受ける以前における個人々人によって異なる程度に営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められない。

したがって、処分庁が返還対象額から過年度の住民税等の滞納分を控除しないこととした処分庁の判断に誤りがあるとは認められず、請求人の主張は採用できない。

(6) 最後に、本件自立計画書に記載があった資格試験等に係る費用についてみる。

前記 1 (3) のとおり、①平成 31 年 3 月 20 日の保護開始時における処分庁の請求人に対する処遇方針は、療養専念指導であったこと、②請求人の通院先医療機関の医師による令和元年 8 月 1 日付けの診療状況についての回答には、請求人は抑うつ状態であり、稼働能力はなく、今後の見込みは判断できない旨の記載があったこと、③同年 10 月 7 日、処分庁は、ケース診断会議において、資格試験等に係る費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要な物ではないことから控除は認められないとの結論に至ったことが認められる。

つまり、処分庁の請求人に対する援助方針は療養専念指導であり、処分庁が就労指導を行っていた事実は認められず、通院先医療機関の医師による診断においても、請求人は抑うつ状態であり、稼働能力なしと診断されている。

これらのことからすると、処分庁が資格試験等に係る費用を請求人世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものとは認められないとし、返還対象額からこれらの費用を控除しないとした処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

しかしながら、前記 2 (2) イ (シ) のとおり、①請求人は、本件試験費用を負担していること、②請求人は、令和元年度行政書士試験を受けたこと、③令和元年度行政書士試験の合格基準点が 180 点に対して請求人の得点が 178 点であったことが認められる。これらのことからすると、前記審理関係人の主張の要旨 1 (4) ア及び 2 (3) サのとおり、請求人が処分庁に対して提出した本件自立計画書において申告していた「資格試験にかかる費用 就職活動並びに就職において採用率をあげる為」とする就職活動を行っていたことを否定できないところ、処分庁は、請求人の自立助長につながる可能性を踏まえ、請求人の状況及び取組の内容や程度等を勘案した上で、請求人が負担した本件試験費用を請求人世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものか検討する必要があるといえる。

本件についてみると、本件審査請求に係る事件記録からは、処分庁が本件処分を行うまでの間に、請求人が処分庁に対して提出した本件自立計画書に記載された資格試験等に係る費用について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。

したがって、処分庁は、処分庁の請求人に対する援助方針及び通院先医療機関の医師の診断書の内容のみをもって、請求人が負担した本件試験費用を請求人の自立更生のためのやむ

を得ない用途に充てられたものとは認められないと判断したものと言わざるを得ない。

これらを踏まえると、処分庁は、本件処分に至る判断の過程において、請求人が負担した本件試験費用についての調査及び検討を行っていない点において、その手続に違法又は不当な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年9月27日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

